

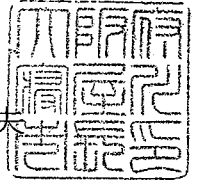
総 人 第 363 号

平成 28 年 6 月 16 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本 健司 様

寝屋川市長 北川 法夫



2016 年夏期総合生活改善闘争に関する要求書（回答）

2016 年 5 月 13 日付、寝市役所労第 19 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 平成 27 年 11 月 24 日付総人第 1613 号で当局より協議申し入れのあった「主任・主査制度の廃止について」は、対象者への影響が多大なものになると考えられることから、これを撤回し、再度、寝屋川市における職員の人材育成を見据えた人事制度を労使協議のもと構築すること。	1 主任・主査制度の見直しについては、引き続き協議する。
2 夏季一時金については、条例分を 6 月 30 日に支給すること。	2 平成 28 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 1.995 月分（再任用職員については 1.025 月分）を標準とし、平成 28 年 6 月 30 日に支給する。

3 夏季休暇については7日とし、取得期間は7月1日から9月30日までとすること。

4 2017年度新規採用職員にあたっては、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。

5 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。

6 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められています。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。

7 7月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。

3 夏季休暇については5日とし、取得期間は平成28年7月1日から同年9月30日までとする。

また、職員の健康管理等の観点から、特に夏季における計画的な年次休暇の取得の促進を図る。

4、5

平成28年度中に定員適正化計画を策定し、計画的な職員採用を進める。

なお、平成29年度の職員採用については、当該計画及び職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び人数を決定する。

6 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。

7 労働安全衛生については、引き続き、安全で働きやすい職場環境の形成に努めるとともに、メンタルヘルス対策の充実に努めること。

<p>8 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件、福利厚生改善を図ること。</p>	<p>8 非正規職員の処遇については、人材確保等の観点から、他市の状況、最低賃金、国の動向を踏まえ、検討を行う。</p>
--	--